

「令和8年度 内子町庁舎内案内サイン改修業務」事業者選定に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月  
内子町総務課管財係

## 1 趣旨

この実施要領は、「令和8年度 内子町庁舎内案内サイン改修業務」受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「令和8年度 内子町庁舎内案内サイン改修業務」

### (2) 業務内容

別添「令和8年度 内子町庁舎内案内サイン改修業務仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 契約上限額

金 2,200,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

### (5) 事業担当課

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

内子町役場 総務課 管財係

TEL : 0893-44-6150(直通) FAX : 0893-44-4300

E-Mail : soumu-g@town.uchiko.ehime.jp

## 3 プロポーザル参加資格

本業務の参加者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)の提出時点で次の資格要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 令和7・8年度内子町入札参加資格者名簿に登録済みの者または契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体又は組織でないこと。
- (3) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、若しくは反対することを目的とした団体又は組織でないこと。
- (4) 構成員に内子町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 25 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含まないこと。
- (5) 法令及び公序良俗に反する活動を行う団体又は組織でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。
  - ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
  - イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- (7) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は内子町の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (8) 国税及び地方税の未納及び滞納がないこと。
- (9) 過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)に、官公庁、公共施設又はこれらに類する施設における案内サイン、誘導サインその他案内表示に係るデザイン、製作又は設置業務の実績を有すること。

#### 4 スケジュール

項目	スケジュール
公告日	令和8年6月10日(水)
質問受付期間	令和8年6月10日(水)から 令和8年7月8日(水)まで
参加資格確認申請書提出期間	令和8年6月10日(水)から 令和8年6月17日(水)まで
参加資格確認結果通知	令和8年6月19日(金)
質問回答期限	令和8年7月13日(月)
参加資格がないと認められた者の説明請求期限	令和8年6月22日(月)
説明を求めた者への回答期限	令和8年6月23日(火)
企画提案書等提出期限	令和8年7月17日(金)
審査(プレゼンテーション・ヒアリング等)	令和8年7月24日(金) 予定
審査結果通知	令和8年7月27日(月) 予定
委託契約締結	令和8年7月29日(水) 予定

#### 5 参加資格確認申請書の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年6月17日(水)17時15分

(2) 提出場所

2(5)の事業担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)を作成し、添付書類とともに電子メール(PDF形式)にて提出すること。

添付書類

- ・会社概要がわかる資料(パンフレット可)
- ・過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)に、案内サイン、誘導サインその他案内表示に係る類似業務実績を確認できる資料(契約書の写し等)

※内子町入札参加資格者名簿に登載されていない場合は別途追加書類が必要。

※電子メール送付後、電話にて事業担当課へ到着確認を行うこと。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年6月19日(金)までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式2)により電子メールにて通知する。

## 6 質問の提出期限等

### (1) 提出期限

令和8年7月8日(水) 17時15分

### (2) 提出場所

2(5)の事業担当課

### (3) 提出方法

質問書(様式3)を作成し、電子メールにて提出すること。

### (4) 質問に対する回答

令和8年7月13日(月)17時15分までに全員へ書面(電子メール)で回答する。

ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

### (5) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、町長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求められることができるものとする。

この場合においては、令和8年6月22日(月)17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

#### イ アの書面の提出先

2(5)の事業担当課

ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年6月23日(火)17時15分までに、書面(電子メール)により回答する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

次のア～キの書類を提出すること。(別紙1「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

ア 企画提案書提出届(様式4)

イ 関連業務受託実績(様式5)

ウ 業務の実施体制(様式6)

エ 担当者の経歴(様式7・担当者ごとに作成)

オ 企画提案書

様式は任意だが、横書きでA4サイズもしくはA3サイズで印刷可能なものとし、ページを入れること。

カ 業務スケジュール(様式8)

キ 見積書

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込)を提出すること。

### (2) 提出期限

令和8年7月17日(金)17時15分

### (3) 提出場所

2(5)の事業担当課

(4) 提出方法

電子メール(PDF)にて提出すること。

※電子メール送付後、電話にて事業担当課へ到着確認を行うこと。

(5) その他

受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

(6) 現地確認

本業務への参加を予定する者は、企画提案書の作成に当たり、庁舎内の現地確認を必ず実施し、現地の状況(動線、既存サインの設置状況、視認性、利用者動向等)を十分に把握した上で提案を行うこと。

現地確認の実施に当たっては、事前に事業担当課へ連絡し、日程調整を行うこと。

8 審査及び決定について

(1) 企画提案書等の審査は、町が設置する審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 審査委員会の委員は、本町職員と有識者で構成する。

(3) 企画提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時(予定)

令和8年7月24日(金) ※詳細については別途通知する。

イ 実施場所

内子町役場庁舎内とし、詳細については別途通知する。

ウ 実施時間

一提案者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)とする。

エ 出席者

1者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は許可しない。ただし、パソコン等を使用した説明は許可する。その場合、パソコン及びデータは事務局で用意したものを使用する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。

(4) 審査委員会において、各参加者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価し、受託候補者の特定を行う。

ア 審査委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価基準点 (最低水準点)
業務実績及び 業務実施体制 (30点)	・過去5年間(令和3年度～令和7年度)における類似業務実績は十分か。	10点 (5点)
	・本業務の遂行にあたり、経験と実績を有する管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	10点 (5点)
	・業務内容についての理解度が高く、業務工程は具体的かつ現実的なものであるか。	10点 (5点)
企画提案書等の 提案内容 (60点)	・サインの配置、表示内容及び情報構成が適切であり、案内情報が分かりやすく整理されるとともに、高齢者や外国人来庁者を含む多様な利用者が目的地まで円滑に移動できる提案であるか。	20点 (10点)
	・英語表記の追加を含め、文字サイズ、配色、フォント及びレイアウト等に配慮されており、視認性及び可読性に優れ、ユニバーサルデザインの観点十分に反映された提案であるか。	20点 (10点)
	・将来的な組織改編や表示内容の変更に柔軟に対応できる仕様であるとともに、既存サインの再構成や設置方法の見直しを含め、庁舎全体の案内性向上に資する創意工夫が見られる提案であるか。	20点 (10点)
価格 (10点)	配分点×最低見積価格÷見積価格	10点 (5点)
合 計		100点

イ 各委員の採点の合計点(以下「得点」という。)が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準以上であれば、受託候補者として特定する。

## 9 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面(様式9、10)により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。

(4) 手続の透明性、公平性を確保するため、決定後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

#### 10 その他留意事項

(1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 実施要領に違反した場合

ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

(2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。

(3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(5) 契約の締結にあつては、本町が用意する契約書を使用する。

(6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。